

赤井委員

これまでも質問が出ておりましたが、川崎市内の事件につきましては、心の痛む思いでございます。その中でも、話が出ておりましたスマートフォン等の問題についてお伺いします。

スマートフォン等の普及が驚異的に進んでいる中、特に SNS や様々なサイトが出回っているということについて、代表質問でも話をしたのですが、既に岡山県で、青少年のスマートフォン使用の規制条例ができたということで、神奈川県でもつくったらどうだろうかと提案をしたのですが、神奈川県では難しそうだったということでした。

先ほど、しきだ委員からの質問の中でも、青少年のスマートフォンの適正利用に対して、新たに保護者に対して啓発に取り組むとの話があり、リーフレットを作るという話がありました。これは、代表質問の知事答弁でもあったとおりののですが、その内容は、どのようなものを計画しているのかお伺いします。

青少年課長

近年、スマートフォンの普及率が急速に上昇しております。中学生の場合は、スマートフォンを含む携帯電話を 51.9% が所有しており、そのうちの 24.6% がスマートフォンであり、高校生にあつては 97.2% がスマートフォンを含む携帯電話を所有しており、そのうちの 80.5% がスマートフォンとなっております。

スマートフォンは高機能になっており、保護者が青少年のインターネット利用を適切にできるよう見守るためには、保護者がスマートフォンの特徴を正しく理解することが大切だということで、平成 27 年度にリーフレットを作成するものでございます。具体的な中身につきましては、平成 27 年度ということで、これから詰めていくのですが、スマートフォンはアプリを導入できますので、アプリを通じて発生するいじめや、安易なフィルタリングの解除がされている状況があるため、その危険性や、個人情報の漏えいの事例を紹介しながら、保護者が対応する上でのヒントを解説していくようなものを考えております。

赤井委員

取組の対象者としては、どのように考えているのでしょうか。

青少年課長

現在、小学校 4 年生を対象といたしまして、インターネットデビューその前にという、インターネット利用に関する広報を実施しておりまして、それを学校の三者面談を通じて保護者へ普及啓発を行っているところでございます。

それに加えまして、今回、リーフレットを作成し、中学生、高校生とその保護者を対象とした普及啓発を図ることとなっております。

赤井委員

既に県警や携帯電話会社などで、スマホに対して利用上の注意を喚起するものが一杯出ていますが、それと同じようなものを作っても余り意味がないと思います。逆に、そのようなところと連携をするというのも必要だと思うのですが、その辺についてはどのように考えていますか。

青少年課長

既に行われております様々な広報につきましては、それぞれの工夫がされていると思います。そして、私どもは、保護者に伝わりやすいものを作りたいと考えておりますので、現在は、警察と連携しているのですが、今後、様々なところと連携できないかを検討してまいります。

赤井委員

知事からも答弁があったのですが、3月中旬くらいに、高校生を教師として、教師を生徒としてスマートフォンの講座を行うということで、その内容についてお伺いします。

青少年課長

平成26年8月に県庁で開かれたハイスクール議会で、高校生が、先生たちの知識が不足をしているため、生徒による研修を行うべきだとか、生徒がSNSのトラブルに遭っても、先生がSNSを理解しておらず、十分な指導ができていない等の意見が出たことを受けまして、高校教育指導課が3月下旬に実施すると伺っております。その中で、高校生が講師となり、高等学校の教員向けのSNS研修講座を行う予定であるということでございます。

赤井委員

今、募集しているところであると思うのですが、講師の高校生が何名くらいで、受講生の先生が何名くらいか、把握している範囲でお伺いします。

青少年課長

募集につきましては、インターネットで公表されておまして、県内の県立及び私立の高等学校に通う生徒10名を講師とするものと伺っております。また、受講者となる教師の方につきましては、詳しい数字は承知しておりません。

赤井委員

10名の高校生が、先生を生徒にしっかりと講義をするというのは、内容も楽しみですので、是非この内容等を教育委員会と連携をとりながら、今後の青少年に対してのスマホ適正利用の啓発用リーフレットに生かしていただきたいと要望いたします。

次に、待機児童対策の一層の推進ということで、保育士の確保・育成については、一昨年の代表質問でお願いをしており、昨年、保育士・保育所支援センターが開設したのですが、まず、このセンターの概要について教えてください。

次世代育成課長

保育士・保育所支援センターは、昨年1月に開所いたしまして、ちょうど1年たったところでございます。主に、潜在保育士向けの新しい就職先を紹介する就職相談やマッチング、セミナーの開催等を実施しております。

また、開所1年の実績でございますが、相談件数といたしましてはおよそ4,000件であり、このうち就職に至ったのは、1月現在で102件でございます。

赤井委員

4,000件の相談のうちの100件ということで、効率的にどうなのか分からないのですが、これができたことによって相談があり、それが就職につながったということを考えれば、確実にプラスになったと思います。

そして、相談を受ける中で、大きな課題というものはあったのでしょうか。

次世代育成課長

保育士・保育所支援センターの場所は、横浜駅西口の県民センターの中ですので、どうしても横浜市内の方の御相談が多いという傾向がございます。

しかしながら、潜在保育士を必要としているのは県内全域ですので、他の地域でも御相談を受けられるような方法はないかということが課題としてございます。その解決方法といたしましては、出張講座を、今後各地域で開催してまいりたいと考えております。

赤井委員

新年度で、大体どのくらいの回数で、どの地域の開催を予定しているのでしょうか。

次世代育成課長

正確な箇所数は決めていないのですが、県西部や県央地域など、三、四箇所を実施いたしまして、満遍なく相談を受けられるようにしてまいりたいと考えております。

赤井委員

最終的に、県西部とか県央地域にセンターを設けるということはあるのでしょうか。

次世代育成課長

まずは出張講座を実施し、その実施状況や実績を見てから、他の地域への設置が必要かどうかを検討してまいりたいと考えております。

赤井委員

開設当初からお願いしていた点なのですが、データベースの整備をしながら、他の地域からも検索等ができるような形にしたらどうかと思うのですが、現在の状況はいかがですか。

次世代育成課長

現在、インターネットでデータの検索や登録ができるようにしておりまして、4,821件の登録がございます。

赤井委員

子ども・子育て支援新制度が始まって、特に待機児童をなくしていこうという状況の中で、潜在保育士さんの復帰促進を図るといった点で、非常に意味のあるセンターであると思います。是非、これまでの課題をしっかりと積み上げながら、就職につながる割合が1割近くなってもらえるよう頑張っていたきたいと思っております。

それでは次に、放課後児童クラブについて何点かお伺いしたいのですが、まず、放課後児童クラブの現在の数について確認させてください。

次世代育成課長

県内の放課後児童クラブの数でございますが、平成26年5月現在で、県域、政令市、中核市を合わせまして962箇所、登録児童数といたしましては4万2,107人となっております。

赤井委員

特に、共働きをしている若い夫婦のために、放課後児童クラブの充実が非常に重要になってくると思います。

今回、県の方でも、放課後児童クラブに対して様々な助成をするということですが、各市町村に対して、県として、後押しをしっかりとしていけないといけないと思います。特に、金銭的な面で、例えば建て替えをすとかといったことについては、支援の方法として、市町村に対してどのような形で話をしているのでしょうか。

次世代育成課長

平成27年度当初予算では、放課後児童クラブ運営費の他に、設備整備費についても計上させていただいております。そして、施設改修と設備整備の両方を合わせまして、2億4,700余万円を計上しております。

赤井委員

市町村と連携をとりながら、しっかりと後押ししていただきたいと思います。

そして、今回、放課後児童支援員の認定研修を実施するということですが、どのような内容なのか、また、放課後児童支援員のネーミングは、県民局で付けた名前なのか教えてください。

次世代育成課長

まず、放課後児童支援員という名称は、国の省令によって定められた名称であり、全国一律で、支援員の資格認定がされることとなっております。

また、研修内容でございますが、1回の研修の定員が100人程度、科目は16科目24時間、1回の研修期間は原則二、三箇月以内で実施いたします。そして、既に取得している資格に応じて研修科目の一部免除ができ、研修終了時の評価は、履修の可否を判定するものではないなど、国のガイドライン案で定められております。

赤井委員

認定研修は、内容が非常に濃いものになっており、今までやっていた指導員の方は、何の資格もない方がやっていたので、これでは私たちはできないということになるのではないかと思います。そして、何でわざわざこんな堅苦しい名前にしてしまったのでしょうか。

次世代育成課長

今回の改正により、放課後児童支援員は、1クラブ約40名に対しまして2名必要となっております。2名の方がいらっしゃれば、残りの方は、引き続き補助員として活躍できることとなっております。

県内には、およそ4,300人の指導員の方がいらっしゃるのですが、免許、資格をお持ちでない方は約7割を占めております。そうした方々には、できれば支援員の資格を取っていただきたいと思うのですが、そうした気持ちがなく、身近でお子さんに接していれば十分という方もいらっしゃると思いますので、そういう方には、資質向上のための指導員研修のみを受けていただければと考えております。

赤井委員

そういった方が認定研修を受けるといっても、時間的に難しいと思います。横浜辺りでこの研修を行うという話になり、経費のことなど、いろいろ問題が出てくると思いますが、県として、何か助成をすることを考えているのでしょうか。

次世代育成課長

認定研修のための助成でございますが、実施方法について工夫してまいりたいと考えております。

今、指導員の関係団体に、どういう形で実施すれば認定研修を受講しやすいか、御希望を伺っております。現役で平日の昼間に活動されている指導員の方が、認定資格研修を受けるためには、例えば土日の開催や、夏季休暇中、県内各地で受けられるようにするなど、いろいろ希望を伺っているところでございまして、個々の希望を全て網羅することはできないのですが、これから認定資格研修を検討していく際に、参考にさせていただこうと考えております。

赤井委員

認定資格研修は、どこが主催をするのか教えてください。

次世代育成課長

放課後児童支援員の認定につきましては、都道府県が実施することになっており、研修につきましても都道府県が実施することとなっております。

支援員になるためには、この研修を受けていただいて、認定証を県が発行し、支援員の資格が得られるということになっておりますので、県民局が所管となります。

赤井委員

様々な団体等としっかり打合せをして、実施していただきたいと思います。

次に、結婚歴のないひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用についてお伺いします。

我が会派が、ずっと主張してきまして、昨年度の一般質問で、最終的に知事が決断していただいたという意味で、非常に評価をしております。また、先ほど、相模原市、藤沢市、川崎市が既に実施しているという状況であり、また、都道府県レベルでは、沖縄県が実施しているということです。

そこで、それぞれの市、県の適用実績についてですが、どのような内容を対象にしているのかお伺いします。

子ども家庭課長

まず、県内の状況でございますが、相模原市は、17事業を平成26年4月から実施しており、1月末現在、市営住宅家賃が1件、保育園保育料が14件といった状況でございます。藤沢市は3事業を実施しており、2月末現在、認可保育園保育料が5件、川崎市は34事業を平成26年8月1日から実施し、1月末現在、市営住宅家賃が1件、認可保育園保育料が25件、病後児保育事業利用料が1件という実績がございます。

また、都道府県レベルでは、沖縄県が県営住宅のみで実施しているのですが、詳しい実績までは把握しておりません。

赤井委員

県の予算はそれほど大きくないのですが、12事業ある中で、一番大きな比率を占めるもの、一番意味があるものはどれなのでしょう。

子ども家庭課長

一番大きなものは、県営住宅の家賃であり、それ以外の事業につきましては、県が直接行っている事業として網羅しているものでございます。

赤井委員

県でやっている事業を対象としているということでは、少ない感じもするのですが、税法上の結婚歴の有無にかかわらず、ひとり親には寡婦控除が適用されるべきだと思います。そういう意味では、国に対しても、今後、みなしではなく、適用ができるような形で要望を進めていただきたいと思います。

次に、かながわ子育て応援パスポートについてお伺いします。

既に平成24年2月から、かながわ子育て応援パスポートがあるのですが、現在2,034の協力事業者数と伺っています。そして、協力事業者数は、平成31年度で2,500となっており、目標が余り増えていないのですが、これまでの実績、今後の目標についてお伺いします。

次世代育成課長

かながわ子育て応援パスポートの実績でございますが、平成27年2月2日現在では、登録家庭数が2万9,530家庭、協力事業者数が2,039施設となっております。登録家庭数については増えてきているのですが、一方の協力事業者数については、それほど増えていないのが課題であると考えております。

また、課題を克服するためにどうしていくかということでございますが、まず、地道な啓発活動が必要となっております。企業の方に興味を持っていただき、社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、政策局で、県と企業とで連携する活動をしておりますので、その中で、私どものパスポートについても企業に呼び掛け、普及活動をさせていただいております。

そして、県内の幾つかの企業には、興味を持っていただいておりますので、目標達成に向けまして、各局とも連携しながら、地道な普及活動をしてまいりたいと考えております。

赤井委員

私の地元でも、百数十件登録しているということは知りませんでした。次世代のことを考えますと、有効で良いことであると思います。横浜市でも、ハマハグを行っていて、横浜市とコラボで行っているとのことですが、国では、どのような展開をしていくのかお伺いします。

次世代育成課長

国でも、様々な子育て支援を検討していると承知しております。子育てに温かい社会づくりという施策の検討の中に、乳幼児と一緒に出かけることを支援するという取組の一つとして、子育て支援パスポート事業の全国展開といったことも、事例に挙げられております。これが全国展開されるかどうか、国の動向を注視しながら、検討をしてまいりたいと考えております。

赤井委員

全国展開に先駆けて神奈川が行っていることや、状況、課題を、国の方にも提示していただければと思います。

次に、かながわ消費者施策推進指針の改定案等について伺います。

この重点的取組として、神奈川の特色を活かした消費者教育と、高齢者の消費者被害の未然防止と救済とありますが、この神奈川の特色とはどういうものなのかお伺いします。

消費生活課長

神奈川県だけの特色というわけではございませんが、本県の特色といたしましては、消費者教育に早くから取り組んでいたということがございます。

昭和63年から、教育委員会との間で協議会を設けて取り組んでおりまして、長い歴史があり、その長い歴史の中で、県民の中にも消費者教育が広がっているというのが一つございます。また、消費者団体数につきましても、かなり多い団体が神奈川県内に存在するといったところがあり、その辺りが神奈川県の特徴であり、それを生かしてまいりたいということでございます。

赤井委員

消費者教育や、未然防止、救済といった点についてですが、特に情報の提供が一番大事であると思っておりますが、高齢者又は障害者等に対しての教育の重要性について、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

消費生活課長

高齢者の方につきましては、高齢者等消費者被害対策事業として重点的に取り組んでまいります。

また、障害者の方に関しましては、既に今年度、パンフレットを作成しております。これは、特別支援学校の卒業生など、新たに社会生活を始める知的障害者の若者を対象としております。

作成に当たりましては、神奈川県内の学校における消費者教育推進協議会を活用し、この下にワーキンググループを設けまして、特別支援学校など、障害者に実際に接している方々の御意見を頂きまして作成しているところでございます。

そして、来年度につきましては、特別支援学校の小学部、あるいは中学部などの児童・生徒を主な対象といたしまして、啓発資料を作成しようと考えているところでございます。

赤井委員

これまでも、消費者被害の防止については、様々なところとの連携が必要であり、県警との連携も密にする必要があると話してきました。

県警では、独自に通帳のカバーであるとか、いろいろなものを作っているようです。また、高齢者への振り込め詐欺等であれば、電話でお金を要求する息子は詐欺という形で、いろいろな啓発ポスター等を作っています。最近では、受話器を持ち上げると、同時にぽんと上がってきて、詐欺かもしれないよと視覚に訴えるようなものを作っています。

そういう意味での消費者被害防止のための連携について、県として、これからどのように行っていくのかお伺いします。

消費生活課長

県警との連携は、非常に重要なものと考えております。

私どもでは、今年度、クーリングオフの活用を促すために、そのまま使えるクーリングオフ通知専用はがきを、説明書とセットでクリアファイルに封入した啓発物品を作成いたしました。この物品の配布に当たりまして、県警と連携し、警察官が戸別訪問する際に、このクリアファイルに封入した啓発物品を配布していただいております。連携をしているところでございます。

赤井委員

消費者問題については、消費生活センターの連絡先がいろいろありますが、もし何かあったときに、電話番号を一生懸命探さなければならないというのは、非常に大変だと思います。例えば、小児救急の電話相談のような、そこに連絡すれば消費者問題については相談に乗ってくれるといったものがあればいいと思うのですが、いかがですか。

消費生活課長

いわゆるホットライン的なものでございますが、現在、総務省で検討中となっております。188という番号を検討しておりまして、今、総務省の方でパブリック・コメントを実施している最中であり、今年の夏を目どに実施する予定になっているところでございます。

赤井委員

これは非常に大事なことなので、これが正式に決まれば、大々的にアピールしていただき、消費者問題で何かあったら188番だといったことを、高齢者、障害者の皆様を中心にアピールして、広報していただきたいとお願いいたします。私の質問は終わります。